# 一般社団法人育児総合研究協会 会員規約

### 第1条(目的)

この規約は、一般社団法人育児総合研究協会(以下「当法人」という)の定款(以下 「定款」という)第2章に関し、当法人の会員(以下「会員」という)の入退会及び権利義務等について定めるものである。

## 第2条(種類)

会員の種類は、正会員(資本金一億円以上の法人)、正会員(資本金一億円未満の法人)、 正会員(個人)、賛助会員(法人・個人)の4種とする。

## 第3条(入会申込みと承認・不承認)

- 1 会員となろうとする者は、当法人の指定する方法により入会申込みを行い、当法人の理事会の承認を得なければならない。
- 2 当法人は、以下のいずれかの項目に該当する場合、入会申込みを受付けないことがある。
- (1) 当法人の趣旨に賛同していない
- (2) 過去に当法人の除名処分を受けたことがある
- (3) 入会申込みの登録事項に、虚偽記載、誤記または記入洩れがある
- (4) その他受付時に不適切と判断されたとき
- 3 入会申込みが承認された場合、当法人は、当該入会申込みをした者に対し、すみやかに通知するものとする。
- 4 入会申し込みをした者の会員としての資格は、当法人が前項の通知を行った時点から生じるものとする。
- 5 当法人は、入会申込みが不承認とされた場合、入会申込みを行った者に対して一切責任を負わないものとし、かつ、入会申込みが不承認とされた理由を説明または開示する義務を負わないものとする。

## 第4条(入会金及び年会費)

1 会員は、以下の区分に従って入会金及び年会費(以下「会費等」という)を納めなければならない。

# 【会費等の金額】

(1) 正会員(資本金1億円以上の法人) 入会金:なし 年会費:33万円(税込)

- (2) 正会員(資本金1億円未満の法人) 入会金:なし 年会費:11万円(税込)
- (3) 正会員(個人) 入会金:なし 年会費:6千6百円(税込)
- (4) 賛助会員(法人・個人) 入会金:なし 年会費:なし
- 2 前項の年会費について、正会員(法人)に関しては入会月を更新月とし、入会月から1年と計算する。

正会員(個人)に関しては、入会申請のあった当該月から事業年度末までの月割とする。 その際、入会日からの日割りは行わず、入会月を1ヶ月分として計算する。

- 3 会費等は、原則として当法人発行の請求書による前納一括払いとし、入会申込みが承認されたことを知らせる当法人からの通知を受け取った月の翌月末までに当法人が指定する銀行口座に振込みによって入金するものとする。
- 4 会員資格が更新された場合は、年会費は、請求書到着月の翌月末までに当法人が指定する 銀行口座に振込みによって入金するものとする。
- 5 一度納められた会費等については、如何なる理由をもっても返還しない。

## 第5条(寄付)

会員は、会費とは別に当法人へ寄付を行うことができるものとし、寄付の金額は任意とする。

## 第6条(会員の権利)

会員は、以下の各号に定める権利を有するものとする。

- (1) 正会員(法人)
  - ① 学校へのおすすめ職業一覧へ掲載
  - ② tobira ドリームプロジェクトでの登壇
  - ③ 大学専門学校で実施するキャリア体験プログラムへの無料参加
  - ④ tobira セミナー無料受講(社員の参加者数上限なし)
  - ⑤ tobira 会員への告知配信
  - ⑥ kifunone への商品・サービス無料掲載
  - ⑦ tobira 勉強会・交流会無料参加(社員の参加者数制限有)
  - 8 tobira 年間レポート発行

# (2) 正会員(個人)

① 学校へのおすすめ職業一覧へ掲載 (プロ登録者のみ)

- ② tobira ドリームプロジェクトでの登壇 (プロ登録者のみ)
- ③ tobira セミナー無料受講(同伴者は何名でも半額)
- ④ tobira 会員への告知配信
- ⑤ kifunone への商品・サービス掲載無料(プロ登録者のみ)
- ⑥ tobira 勉強会・交流会無料参加
- ⑦ tobira 年間レポート発行

# (3) 賛助会員

- ① tobira ドリームプロジェクトでの登壇(企業およびプロ登録者のみ)
- ② tobira セミナー一部無料受講
- ③ tobira 年間レポート発行
- 2 当法人は、本条に定める会員の権利を任意にいつでも変更することができる。

# 第7条(会員の義務)

会員は、以下の各号に定める義務を負う

- (1) 当法人の定款並びに本規約その他諸規定、法令等を遵守する。
- (2) 当法人の会費等を本規約第4条の期限までに納入する。

## 第8条(会員資格の有効期間)

- 1 会員の資格の有効期間は、正会員(法人)の場合、当法人が会員に対して入会申込みを承認する通知をした月から1年間とする。正会員(個人)、賛助会員(法人・個人)の場合、当法人が会員に対して入会申込みを承認する通知をした月から進行中の事業年度末日までとする。
- 2 有効期間満了日の1ヶ月前までに、当法人又は会員より相手方に対し、書面又は電子メールによる特段の意思表示がない場合には、本規約に基づく会員資格の有効期間を1年間自動で更新するものとし、以後も同様とする。

## 第9条(任意退会の手続き)

会員は、2ヶ月前までに当法人に書面又は電子メールによって届け出ることにより、任意に 退会することができる。

### 第10条(禁止事項)

会員は、以下の行為を行ってはならないものとする。

(1) 当法人の承認のない当法人名での活動またはその準備を目的とする行為

- (2) 当法人の運営を妨げる行為またはそのおそれのある行為
- (3) 当法人の信用を毀損する行為またはそのおそれのある行為
- (4) 当法人に対して虚偽の申告、届出を行う行為
- (5) その他、当法人が不適当と判断する行為

## 第11条(反社会的勢力の排除)

会員及び当法人は、相手方に対し、次の各号に掲げる事項につき、表明し保証する。

- (1) 自己、自己の役員、重要な地位の使用人等、経営に実質的な影響力を有する者(以下、併せて「役員等」という)又は本契約における自己の代理若しくは媒介をする者(これらの者が法人又は団体等であるときは、その役員等を含む。)が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下、併せて「反社会的勢力」という)ではないこと。
- (2) 反社会的勢力が自己の経営を支配していないこと。
- (3) 反社会的勢力が自己の経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 自己又は役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持・運営に協力、又は関与していないこと。
- (5) その他、自己又は役員等が、反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 第12条(処分)

第11条の禁止事項に関する行為が発覚した場合、また、前条の表明保証に違反した場合、 当法人は、会員を退会・除名等させることができる。この場合、既払いの会費は返金しな い。

# 第13条 (通知及び連絡先)

1 会員は入会申込み時に名称(氏名)、住所、電話番号、Eメールアドレス等の連絡先情報を当法人に登録するものとする。かかる情報に変更があった場合には、速やかに当法人の事務局に対して書面あるいは電子メールによって通知するものとする。ただし、当該の通知を会員が怠ったことにより、不利益を被った場合でも、当法人はその責任を一切負わないものとする。

2 本規約に基づく当法人から会員に対する通知その他の連絡は、電子メールまたは書面をもって行うものとする。この場合、当法人は、登録された会員の連絡先に通知することをもって通知が行われたものとみなす。

- 3 当法人は、会員に対する通知に関しては、当法人の Web サイト上に通知内容を公表することをもって、前項の通知に代えることができるものとする。この場合、公表の時点をもって、通知が到達したものとみなす。
- 4 本規約に基づく会員から当法人に対する通知その他の連絡は、書面又は当法人の電子メールアドレスに対する電子メールによるものとする。
- 5 前項の通知が電子メールによって行われた場合は、当法人が判読できる状態で当該 電子メールが到達した時点をもって、当法人に到達したものとする。

## 第14条 (個人情報の取り扱い)

- 1 当法人は、会員の個人情報を適切に管理するものとする。
- 2 会員は、当法人に登録した電子メールアドレスおよびその他の個人情報を以下の目的で 利用することに同意するものとする。
- (1) 当法人に関する情報提供及び関連するセミナー等の会員権利に関する案内及び依頼 のため
- (2) 会員への会費に関する確認のため
- (3) 会員種別・登録組織名・所属および役職に関して、会員一覧等として開示するため

### 第15条 (規約の追加・変更)

- 1 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、理事会の決議により定めるものとする。
- 2 本法人は、理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。当 法人により変更された本規約は、当法人の Web サイト上に掲載された時点で効力を発する ものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束されるものとする。

### 第16条(準拠法及び合意管轄)

- 1 当法人の活動または本規約に関して、会員に疑義が生じた場合には、当法人の理事会に協議を申し入れるものとし、双方が誠意をもって協議し解決に努めるものとする。
- 2 当法人の活動または本規約に関して、会員と当法人の間で紛争、訴訟等が発生した場合、その準拠法は日本法とする。
- 3 会員と当法人の間に訴訟等が発生した場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意 管

轄裁判所とする。

第17条(附則) 規約は令和6年4月1日からその効力を発する。